

たつの市告示第8号

たつの市家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月16日

たつの市長 山 本 実

たつの市家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭用蓄電池を導入することにより、家庭における再生可能エネルギーの導入促進及び徹底した省エネルギー化の推進を図るため、当該設備を設置する者に対し、予算の範囲内で家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 戸建の専用住宅の用に供する家屋（併用住宅及び共同住宅を除く。）をいう。
- (2) 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間をいう。
- (3) JEM規格 日本電機工業会（JEMA）が取扱製品基準表に定める電気機器に係わる設計、製造、試験及び使用に係わる事項について規格として制定したものをいう。
- (4) JIS 産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づき制定される鉱工業品等の国家規格である「日本産業規格」をいう。
- (5) IEC 國際電気標準会議をいう。
- (6) IEC60068-2-27制度 IEC60068-2-27（IEC電気機器・部品適合性試験認証制度）に基づき運営され、電気機器の試験結果を国際的に相互承認する制度をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、家庭用蓄電池を市内の住宅に設置する事業とする。ただし、リースによる導入は、補助事業

対象外とする。

2 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の要件については、別表第1に掲げる全ての要件に該当するものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 市内で自ら所有し居住する新築・既築住宅（家庭用蓄電池未設置の建売住宅を含む。）に新たに家庭用蓄電池を導入する者（個人が設置する補助対象設備に限る。）
- (2) 本市に納付すべき税を滞納していない者
- (3) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 過去にたつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱（令和7年告示第86号）に基づく補助金の交付を受けていない者
- (5) たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入費用及びその設置に係る工事費用で別表第2に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、1kWh当たり141,000円に3分の1を乗じて得た額かつ5kWh（小数点第2位以下切り捨て）を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 交付要件該当に係る確認書（様式第4号）
- (4) 家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金事業計画書（様式第5号）
- (5) 委任状（補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。）（様式第6号）
- (6) 見積書及び見積内訳書の写し
- (7) 設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書の写し（既築住宅の場合）

- (8) 住民票又は住民票記載事項証明書の写し（既築住宅の場合）
- (9) 設置する家庭用蓄電池の仕様がわかるもの
- (10) 機器設置前の現況写真
- (11) 市税の完納証明書の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、当該申請が適当であると認めるときは、条件を付して交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、当該交付申請者に通知する。

（補助金の変更申請等）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金変更交付申請書（様式第8号）に、第7条の規定により提出した書類のうち、変更が生じる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、当該申請が適当であると認めるときは、家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、交付決定対象者に通知する。

（補助事業の廃止）

第10条 交付決定対象者は、補助事業の廃止を行おうとするときは、家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金廃止承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認すべきものと認めるときは、その旨を家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金廃止承認通知書（様式第11号）により、交付決定対象者に通知する。

（実績報告）

第11条 交付決定対象者は、補助事業が完了したときは、家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金実績報告書（様式第12号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第13号）
- (2) 家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金事業実績報告書（様式第14号）
- (3) 領収書の写し
- (4) 補助対象設備の保証書の写し
- (5) 設置する土地・建物の全部事項証明書の写し（新築住宅の場合）

- (6) 住民票又は住民票記載事項証明書の写し（新築住宅の場合）
- (7) 補助対象設備の設置が確認できる写真
- (8) 令和8年3月以後の太陽光発電設備の発電量が確認できる書類
- (9) 契約書及び契約内訳書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）
第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金額確定通知書（様式第15号）により交付決定対象者に通知する。

（補助金の請求）

第13条 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、交付決定対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により、交付決定対象者に通知する。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、家庭用蓄電池導入支援臨時経済対策事業補助金返還命令書（様式第18号）により期限を定めてその返還を命ずる。

（財産の処分の制限）

第16条 交付決定対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、処分制限期間内に、補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合は、市長の承認を受けなければならない。

2 補助対象設備の処分制限期間は6年とする。

3 交付決定対象者は、第1項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(帳簿の備付け)

第17条 交付決定対象者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、前条に定める処分制限期間の間、保存しなければならない。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月16日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1(第3条関係)

設備の要件
<p>(1) 各種法令等に遵守した設備であること。</p> <p>(2) 商用化され、導入実績がある設備であること。</p> <p>(3) 中古設備でないこと。</p> <p>(4) 定置用設備であること。</p> <p>(5) 国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p> <p>(6) 太陽光発電設備と常時接続する設備であること。</p> <p>(7) 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>(8) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(9) 家庭用蓄電池(20kWh未満)であり、次のア～カに掲げる全ての要件に該当すること。</p> <p>ア 蓄電池パッケージ</p> <p>蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>イ 性能表示基準</p>

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、次に掲げる所定の表示がなされていること。

(ア) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、日本産業規格「J I S C 4 4 1 3 低圧蓄電システムの評価指標」を参照すること。)

(イ) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(ウ) 出力可能時間の例示

a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(エ) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(オ) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄し、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

(カ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ 蓄電池部安全基準

J I S C 8 7 1 5 – 2 又は I E C 6 2 6 1 9 の規格を満たすこと。

エ 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

J I S C 4 4 1 2 の規格を満たすこと。ただし、電気製品認証協議会が定める J I S C 4 4 1 2 適用の猶予期間中は、J I S C 4 4 1 2 – 1 又は J I S C 4 4 1 2 – 2 ※の規格も可とする。

※ J I S C 4 4 1 2 – 2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

オ 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

蓄電容量 1 0 k W h 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、 I E C E E – C B 制度に基づく国内認証機関 (N C B) であること。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

カ 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 1 0 年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

別表第2(第5条関係)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	補助事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		直接経費	補助事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。

		<p>(1) 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>(2) 水道光熱費(補助事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>(3) 機械経費(補助事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。))</p> <p>(4) 負担金(補助事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器及び系統設備に対する工事費負担金(13,500円/kWを上限とする。))</p>
本工事費 (関接工事費)	共通仮設費	<p>補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>(1) 補助事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>(2) 準備、後片付け、整地等に要する費用</p> <p>(3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>(4) 技術管理に要する費用</p> <p>(5) 交通の管理及び安全施設に要する費用</p>
	現場管理費	補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
	一般管理費	補助事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、消耗品費及び通信交通費をいう。
付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
機械器具費		補助事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する

		経費をいう。
測量及び 試験費		補助事業を行うために直接必要な調査、測量、 基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要 する経費をいう。
設備費	設備費	補助事業を行うために直接必要な設備及び機 器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け 等に要する経費をいう。

※補助対象経費は補助事業を行うために必要な経費で、補助事業で導入されたことを
証明できるものに限る。

※消費税及び地方消費税は対象外とする。